

連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の金銭の授受を行わない場合の会計処理について

（背景）

平成 22 年度税制改正により、完全支配関係にある内国法人間の寄付金取引は、益金不算入、損金不算入とされたことにより¹、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の金銭の授受が行われない場合でも、寄付金として課税されないこととなった。こうした中、2010 年 6 月改正実務対応報告では、個別財務諸表において、当該改正後も従来通り各連結会社の連結法人税個別帰属額を「法人税、住民税及び事業税」に含めるとともに、連結納税会社の連結法人税個別帰属額を連結納税会社と連結納税子会社の未収入金（未払金）及び未払金（未収金）として計上することとした。

今般、連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の金銭の授受が行われない場合の個別財務諸表における会計処理について明確化が求められたことから、以下の通り、当該実務対応報告にその取り扱いを追加することとしたい。

【論点】連結納税親会社（A 社）が納付する税金について、連結納税会社（A）と連結納税子会社（B 社）の間で個別帰属額の金銭の授受を行わないこととした。その場合の、連結納税会社と連結納税子会社の未収入金（未払金）及び未払金（未収金）について、どのように取り扱うか。

ここでは、2011 年 3 月決算会社（2011 年 7 月に申告と納税を行う）である A 社において、B 社の連結納税の個別帰属額に係る債務を免除する意思決定がされ、かつその旨が 2011 年 3 月 31 日に B 社に表示（通知）されているとする。

1 案：2011 年 3 月 31 日に各社で未収入金及び未払金を計上し、連結納税親会社が申告納税を行う 2011 年 7 月に未収入金及び未払い金の消滅を認識し、同時に各社で債務免除に係る損失及び債務免除に係る利益を認識する

2 案：2011 年 3 月 31 日に各社で未収入金及び未払金を計上し、同時に、未収入金及び未払金の消滅を認識するとともに各社で債務免除に係る損失及び債務免除に係る利益を認識する

【結論】

2 案とし、個別帰属額に係る未収入金を計上する会社（A 社）が、当該個別帰属額に係る未払金を計上する会社（B 社）に対し、その支払いを免除する決定を行い、かつその旨を表示したときに、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識するとともに、債務免除に係る損失と利益をそれぞれ計上することとする。本設例の場合、3 月 31 日に債務免除に係る決定と意思表示がなされていることから、同日にそれぞれ会計処理する。

（理由）

¹ 法人税法第 37 条第 2 項、第 25 条の 2 第 1 項

- ・ ２０１０年６月改正実務対応報告では、法人税は所得を課税標準として課される税金費用であり、本来、各社間で金銭の授受（精算）がなされない場合でも会計上の利益に対応した合理的な税金費用が認識・測定されるべきであるとし、また連結法人税個別帰属額は、各社が負担することとなる法人税の額と一般的に認知されており、財務諸表において提供される情報としても合理的であることから、上記の会計処理を行うこととした。
- ・ この考え方を踏まえ、連結法人税の個別帰属額の金銭の授受が行われないことが決定され、相手側に意思表示があった場合には、その時点で、計上している未収入金及び未払金の消滅を認識し、債務免除に係る損失及び債務免除に係る利益を認識するのが適当と考える。

【関連する事項】

債務免除損と債務免除益の損益計算書上での表示科目は、

１案：「法人税、住民税及び事業税」の次に別掲するなど、法人税等の区分に表示する

２案：営業外損益もしくは特別損益として表示する

（結論）

免除損と免除益の損益計算書の表示は、営業外損益もしくは特別損益の区分とする【２案】

（理由）

- 親子会社間の債務免除は、親子会社関係から起因するものであり、国や地方公共団体との関係から発生したものではない。
- 損益計算書の法人税の区分には、企業が事業を遂行する上で国や地方公共団体から提供される用益を費消することによって生ずる費用が表示されるべきと考えた場合、親子会社間の債務免除損益を、法人税の区分に表示するのは適当ではないと考える。

以上